

# 審 査 基 準

平成 19 年 10 月 5 日作成

法 令 名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項：第 59 条第 9 項
処 分 の 概 要：運搬証明書の書換え
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第 5 条（運搬証明書の記載事項の変更）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2 日間（行政庁の休日は含みません。）
申 請 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲。危険物係
問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係 （電話 076-441-2211 内線 3046）
備 考：

# 審 査 基 準

平成 19 年 10 月 5 日作成

法 令 名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項：第 59 条第 10 項
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第 6 条（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2 日間（行政庁の休日は含みません。）
申 請 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲。危険物係
問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係 （電話 076-441-2211 内線 3046）
備 考：